

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">貿易保険の保険料率等に関する規程 平成 16 年 7 月 2 日 04-制度-00034 最終改正 平成 20 年 9 月 19 日</p> <p>独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。</p> <p>用語の定義 この規程において使用される用語の定義は、貿易保険法（昭和 25 年法律第 67 号）及び各約款によるもののほか、特に定義されている場合を除き次の各号のとおりとする。 (1)～(19)（略）</p> <p>保険料率 [1] 貿易一般保険約款（以下 [1] において「約款」という。）に係る保険料率 1 個別保険の場合の船前危険（約款第 3 条第 1 号のてん補危険をいう。以下同じ。）又は船後危険（約款第 3 条第 2 号又は第 4 号のてん補危険をいう。以下同じ。）のうち 2 年未満案件若しくは 2 年以上案件（非延払部分に限る。）に係る保険価額当たりの保険料率 (1)～(3)（略） 2 設備財等特約書、技術提供特約書又は企業総合特約書により保険契約を締結する場合の船前危険又は船後危険のうち 2 年未満案件若しくは 2 年以上案件（非延払部分に限る。）に係る保険価額当たりの保険料率 (1)（略） (2) 信用事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。 船前危険 基本保険料率(%) = 0.00009 × X × 信用付保率 ÷ 0.8 × c () X は、船積前期間の日数（当該日数が 30 日未満の場合にあつては 30 日）とする。 () c は、次のとおりとする。 (イ) 設備財等特約書又は技術提供特約書により保険契約を締結する場合は、次のとおりとする。 (a) 保険契約締結日において G S 格、G A 格、G E 格、S A 格、E E 格、E A 格、E M 格又は E F 格の者を相手方とする輸出契約等（契約金額が 500 億円を超えるものに限る。）については、その危険の程度に応じて、1.0 又は 3.</p>	<p style="text-align: center;">貿易保険の保険料率等に関する規程 平成 16 年 7 月 2 日 04-制度-00034 最終改正 平成 20 年 3 月 14 日</p> <p>独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）における貿易保険の保険料率等を次のとおり定める。</p> <p>用語の定義 この規程において使用される用語の定義は、貿易保険法（昭和 25 年法律第 67 号）及び各約款によるもののほか、特に定義されている場合を除き次の各号のとおりとする。 (1)～(19)（略）</p> <p>保険料率 [1] 貿易一般保険約款（以下 [1] において「約款」という。）に係る保険料率 1 個別保険の場合の船前危険（約款第 3 条第 1 号のてん補危険をいう。以下同じ。）又は船後危険（約款第 3 条第 2 号又は第 4 号のてん補危険をいう。以下同じ。）のうち 2 年未満案件若しくは 2 年以上案件（非延払部分に限る。）に係る保険価額当たりの保険料率 (1)～(3)（略） 2 設備財等特約書、技術提供特約書又は企業総合特約書により保険契約を締結する場合の船前危険又は船後危険のうち 2 年未満案件若しくは 2 年以上案件（非延払部分に限る。）に係る保険価額当たりの保険料率 (1)（略） (2) 信用事由に係る保険価額当たりの基本保険料率は、次の式により算出する。 船前危険 基本保険料率(%) = 0.00009 × X × 信用付保率 ÷ 0.8 × c () X は、船積前期間の日数（当該日数が 30 日未満の場合にあつては 30 日）とする。 () c は、次のとおりとする。 (イ) 設備財等特約書又は技術提供特約書により保険契約を締結する場合は、次のとおりとする。 (a) 保険契約締結日において G S 格、G A 格、G E 格、S A 格、E E 格、E A 格、E M 格又は E F 格の者を相手方とする輸出契約等（契約金額が 500 億円を超えるものに限る。）については、その危険の程度に応じて、1.0 又は 3.</p>	

新	旧	備考																																																
<p>0とする。</p> <p>(b) 保険契約締結日においてPN格、PU格又はPT格の者（海外における特定の事業の実施を目的として設立された外国法人に限る。）を相手方とする輸出契約等（契約金額が2.5億円以上のものに限り、ILCにより決済されるもの及び政府開発援助契約等を除く。）の場合は、2.0とする。</p> <p>(c) その他の場合は、1.0とする。</p> <p>(D) 企業総合特約書により保険契約を締結する場合は、1.0とする。</p> <p>船後危険</p> <p>基本保険料率(%) = (a X + b) × 信用付保率 ÷ 0.9 × c</p> <p>() 設備財等特約書又は技術提供特約書により保険契約を締結する場合の係数 a 及び b は、下表のとおりとする。</p>	<p>0とする。</p> <p>(b) 保険契約締結日においてPN格、PU格又はPT格の者（海外における特定の事業の実施を目的として設立された外国法人に限る。）を相手方とする輸出契約等（契約金額が5.0億円以上のものに限り、ILCにより決済されるもの及び政府開発援助契約等を除く。）の場合は、2.0とする。</p> <p>(c) その他の場合は、1.0とする。</p> <p>(D) 企業総合特約書により保険契約を締結する場合は、1.0とする。</p> <p>船後危険</p> <p>基本保険料率(%) = (a X + b) × 信用付保率 ÷ 0.9 × c</p> <p>() 設備財等特約書又は技術提供特約書により保険契約を締結する場合の係数 a 及び b は、下表のとおりとする。</p>																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>a</th> <th>b</th> <th>調整係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政府開発援助契約等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>政府開発援助契約等以外の輸出契約等であって、代金等の支払人又はILCの発行銀行若しくは確認銀行の格付</td> <td rowspan="2">0.000493</td> <td rowspan="2">0.000</td> <td rowspan="2">0.2</td> </tr> <tr> <td>GS格、GA格、GE格、EE格、SA格又はPU格（信用事由をてん補しない場合）</td> </tr> <tr> <td>EA格</td> <td>0.000874</td> <td>0.016</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>EM格又はEF格（契約金額が50億円未満の場合）</td> <td>0.005672</td> <td>0.111</td> <td>0.45</td> </tr> </tbody> </table>		a	b	調整係数	政府開発援助契約等				政府開発援助契約等以外の輸出契約等であって、代金等の支払人又はILCの発行銀行若しくは確認銀行の格付	0.000493	0.000	0.2	GS格、GA格、GE格、EE格、SA格又はPU格（信用事由をてん補しない場合）	EA格	0.000874	0.016	0.3	EM格又はEF格（契約金額が50億円未満の場合）	0.005672	0.111	0.45	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>a</th> <th>b</th> <th>調整係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政府開発援助契約等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>政府開発援助契約等以外の輸出契約等であって、代金等の支払人又はILCの発行銀行若しくは確認銀行の格付</td> <td rowspan="2">0.000493</td> <td rowspan="2">0.000</td> <td rowspan="2">0.2</td> </tr> <tr> <td>GS格、GA格、GE格、EE格、SA格又はPU格（信用事由をてん補しない場合）</td> </tr> <tr> <td>EA格</td> <td>0.000874</td> <td>0.016</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td>EM格又はEF格（契約金額が50億円未満の場合）</td> <td>0.005672</td> <td>0.111</td> <td>0.45</td> </tr> </tbody> </table>		a	b	調整係数	政府開発援助契約等				政府開発援助契約等以外の輸出契約等であって、代金等の支払人又はILCの発行銀行若しくは確認銀行の格付	0.000493	0.000	0.2	GS格、GA格、GE格、EE格、SA格又はPU格（信用事由をてん補しない場合）	EA格	0.000874	0.016	0.3	EM格又はEF格（契約金額が50億円未満の場合）	0.005672	0.111	0.45							
	a	b	調整係数																																															
政府開発援助契約等																																																		
政府開発援助契約等以外の輸出契約等であって、代金等の支払人又はILCの発行銀行若しくは確認銀行の格付	0.000493	0.000	0.2																																															
GS格、GA格、GE格、EE格、SA格又はPU格（信用事由をてん補しない場合）																																																		
EA格	0.000874	0.016	0.3																																															
EM格又はEF格（契約金額が50億円未満の場合）	0.005672	0.111	0.45																																															
	a	b	調整係数																																															
政府開発援助契約等																																																		
政府開発援助契約等以外の輸出契約等であって、代金等の支払人又はILCの発行銀行若しくは確認銀行の格付	0.000493	0.000	0.2																																															
GS格、GA格、GE格、EE格、SA格又はPU格（信用事由をてん補しない場合）																																																		
EA格	0.000874	0.016	0.3																																															
EM格又はEF格（契約金額が50億円未満の場合）	0.005672	0.111	0.45																																															
<p>(注) 格付は、保険契約締結日における格付とする。</p> <p>() 企業総合特約書により保険契約を締結する場合の係数 a 及び b は、下表のとおりとする。</p>	<p>(注) 格付は、保険契約締結日における格付とする。</p> <p>() 企業総合特約書により保険契約を締結する場合の係数 a 及び b は、下表のとおりとする。</p>																																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>a</th> <th>b</th> <th>調整係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政府開発援助契約等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>政府開発援助契約等以外の輸出契約等であって、代金等の支払人又はILCの発行銀行若しくは確認銀行の格付</td> <td rowspan="2">0.000493</td> <td rowspan="2">0.000</td> <td rowspan="2">0.2</td> </tr> <tr> <td>GS格、GA格、GE格、EE格、SA格又はPU格（信用事由をてん補しない場合）</td> </tr> <tr> <td>EA格</td> <td>0.000874</td> <td>0.016</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">EM格又はEF格</td> <td rowspan="2">0.001182</td> <td>船積後期間が180日以内の場合</td> <td rowspan="2">0.45</td> </tr> <tr> <td>船積後期間が180日を超える場合</td> <td>0.003942</td> <td>0.474</td> </tr> </tbody> </table>		a	b	調整係数	政府開発援助契約等				政府開発援助契約等以外の輸出契約等であって、代金等の支払人又はILCの発行銀行若しくは確認銀行の格付	0.000493	0.000	0.2	GS格、GA格、GE格、EE格、SA格又はPU格（信用事由をてん補しない場合）	EA格	0.000874	0.016	0.3	EM格又はEF格	0.001182	船積後期間が180日以内の場合	0.45	船積後期間が180日を超える場合	0.003942	0.474	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>a</th> <th>b</th> <th>調整係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>政府開発援助契約等</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>政府開発援助契約等以外の輸出契約等であって、代金等の支払人又はILCの発行銀行若しくは確認銀行の格付</td> <td rowspan="2">0.000493</td> <td rowspan="2">0.000</td> <td rowspan="2">0.2</td> </tr> <tr> <td>GS格、GA格、GE格、EE格、SA格又はPU格（信用事由をてん補しない場合）</td> </tr> <tr> <td>EA格</td> <td>0.000874</td> <td>0.016</td> <td>0.3</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">EM格又はEF格</td> <td rowspan="2">0.001182</td> <td>船積後期間が180日以内の場合</td> <td rowspan="2">0.45</td> </tr> <tr> <td>船積後期間が180日を超える場合</td> <td>0.003942</td> <td>0.474</td> </tr> </tbody> </table>		a	b	調整係数	政府開発援助契約等				政府開発援助契約等以外の輸出契約等であって、代金等の支払人又はILCの発行銀行若しくは確認銀行の格付	0.000493	0.000	0.2	GS格、GA格、GE格、EE格、SA格又はPU格（信用事由をてん補しない場合）	EA格	0.000874	0.016	0.3	EM格又はEF格	0.001182	船積後期間が180日以内の場合	0.45	船積後期間が180日を超える場合	0.003942	0.474	
	a	b	調整係数																																															
政府開発援助契約等																																																		
政府開発援助契約等以外の輸出契約等であって、代金等の支払人又はILCの発行銀行若しくは確認銀行の格付	0.000493	0.000	0.2																																															
GS格、GA格、GE格、EE格、SA格又はPU格（信用事由をてん補しない場合）																																																		
EA格	0.000874	0.016	0.3																																															
EM格又はEF格	0.001182	船積後期間が180日以内の場合	0.45																																															
		船積後期間が180日を超える場合		0.003942	0.474																																													
	a	b	調整係数																																															
政府開発援助契約等																																																		
政府開発援助契約等以外の輸出契約等であって、代金等の支払人又はILCの発行銀行若しくは確認銀行の格付	0.000493	0.000	0.2																																															
GS格、GA格、GE格、EE格、SA格又はPU格（信用事由をてん補しない場合）																																																		
EA格	0.000874	0.016	0.3																																															
EM格又はEF格	0.001182	船積後期間が180日以内の場合	0.45																																															
		船積後期間が180日を超える場合		0.003942	0.474																																													
<p>(注) 格付は、企業総合特約書第1条に規定する特約期間の開始日又は企業総合特約書第2条第1項の規定により当該代金等の支払人が新たに登録された日のいずれ</p>	<p>(注) 格付は、企業総合特約書第1条に規定する特約期間の開始日又は企業総合特約書第2条第1項の規定により当該代金等の支払人が新たに登録された日のいずれ</p>																																																	

新	旧	備考
<p>か遅い日（以下「開始日等」という。）の格付とする。ただし、開始日等において当該代金等の支払人がEC格、PN格、PU格若しくはPT格の場合又は事故管理区分（名簿規程別表第2に該当する格付をいう。）の格付（以下この注において「EC格等」という。）であって、EC格等以外の格付に変更された場合にあっては、最初の変更日における格付とし、PU格に変更された場合にあっては変更日（PU格に変更された後にEC格等以外の格付に再度変更された場合にあっては、最初のEC格等以外の格付への変更日）における格付とする。</p> <p>() Xは、次の式により算出した日数（当該日数が30日未満の場合にあっては30日とし、1日未満の端数は四捨五入する。）とする。</p> <p>船積前期間の日数×調整係数+船積後期間の日数 調整係数は、上記()又は()の表のとおりとする。</p> <p>() cは、次のとおりとする。</p> <p>(イ) 設備財等特約書又は技術提供特約書により保険契約を締結する場合は、次のとおりとする。</p> <p>(a) 保険契約締結日においてGS格、GA格、GE格、SA格、EE格、EA格、EM格又はEF格の者（次の（b）に定める者を除く。）を代金等の支払人とする輸出契約等（契約金額が500億円を超えるものに限る。）については、その危険の程度に応じて、1.0又は3.0とする。</p> <p>(b) 保険契約締結日においてEM格、EF格、PN格、PU格又はPT格の者（海外における特定の事業の実施を目的として設立された外国法人に限る。）を代金等の支払人とする輸出契約等（契約金額が<u>2.5</u>億円以上のものに限り、ILCにより決済されるもの及び政府開発援助契約等を除く。）の場合は、2.0とする。</p> <p>ただし、この場合における上記()の表の適用に当たっては、同表中「代金等の支払人又はILCの発行銀行若しくは確認銀行の格付」とあるのは「支払保証状又はこれに準ずる書面の発行者の格付」と読み替えるものとする。</p> <p>(c) その他の場合は、1.0とする。</p> <p>(ロ) 企業総合特約書により保険契約を締結する場合にあっては、別表第1のとおりとする。</p> <p>(ハ) 日本貿易保険が保険契約を締結した輸出契約等又は輸出代金貸付契約若しくは仲介貿易代金貸付契約の相手方が当該保険契約の被保険者に対して負担する債務を履行することが著しく困難である場合において、当該債務の履行の円滑化を図るために当該保険契約の被保険者と当該輸出契約等又は輸出代金貸付契約若しくは仲介貿易代金貸付契約の相手方が新たに締結した輸出契約等について、当該被</p>	<p>か遅い日（以下「開始日等」という。）の格付とする。ただし、開始日等において当該代金等の支払人がEC格、PN格、PU格若しくはPT格の場合又は事故管理区分（名簿規程別表第2に該当する格付をいう。）の格付（以下この注において「EC格等」という。）であって、EC格等以外の格付に変更された場合にあっては、最初の変更日における格付とし、PU格に変更された場合にあっては変更日（PU格に変更された後にEC格等以外の格付に再度変更された場合にあっては、最初のEC格等以外の格付への変更日）における格付とする。</p> <p>() Xは、次の式により算出した日数（当該日数が30日未満の場合にあっては30日とし、1日未満の端数は四捨五入する。）とする。</p> <p>船積前期間の日数×調整係数+船積後期間の日数 調整係数は、上記()又は()の表のとおりとする。</p> <p>() cは、次のとおりとする。</p> <p>(イ) 設備財等特約書又は技術提供特約書により保険契約を締結する場合は、次のとおりとする。</p> <p>(a) 保険契約締結日においてGS格、GA格、GE格、SA格、EE格、EA格、EM格又はEF格の者（次の（b）に定める者を除く。）を代金等の支払人とする輸出契約等（契約金額が500億円を超えるものに限る。）については、その危険の程度に応じて、1.0又は3.0とする。</p> <p>(b) 保険契約締結日においてEM格、EF格、PN格、PU格又はPT格の者（海外における特定の事業の実施を目的として設立された外国法人に限る。）を代金等の支払人とする輸出契約等（契約金額が<u>5.0</u>億円以上のものに限り、ILCにより決済されるもの及び政府開発援助契約等を除く。）の場合は、2.0とする。</p> <p>ただし、この場合における上記()の表の適用に当たっては、同表中「代金等の支払人又はILCの発行銀行若しくは確認銀行の格付」とあるのは「支払保証状又はこれに準ずる書面の発行者の格付」と読み替えるものとする。</p> <p>(c) その他の場合は、1.0とする。</p> <p>(ロ) 企業総合特約書により保険契約を締結する場合にあっては、別表第1のとおりとする。</p> <p>(ハ) 日本貿易保険が保険契約を締結した輸出契約等又は輸出代金貸付契約若しくは仲介貿易代金貸付契約の相手方が当該保険契約の被保険者に対して負担する債務を履行することが著しく困難である場合において、当該債務の履行の円滑化を図るために当該保険契約の被保険者と当該輸出契約等又は輸出代金貸付契約若しくは仲介貿易代金貸付契約の相手方が新たに締結した輸出契約等について、当該被</p>	

新	旧	備考
<p>保険者が日本貿易保険に保険契約の締結を求め、かつ、日本貿易保険がこれを特に必要と認めた場合は、そのてん補する危険の程度に応じて、1.5、2.0、2.5又は3.0のいずれかとする。なお、この場合、代金等の支払人の保険契約締結日における格付にかかわらず上記()の表のEM格又はEF格の係数を適用する。</p> <p>(二) その他の保険契約を締結する場合は、1.0とする。</p> <p>3 船後危険に係る割増・割引料率は、上記1又は2で算出した船後危険に係る基本保険料率にそれぞれ(1)及び(2)に規定する割増・割引係数を乗じて得た率を保険料率とする。</p> <p>(1) 知的財産権等のライセンス契約に係る貿易一般保険の取扱いについて(平成15年10月1日03-制度-00065)に規定する特約を付して保険契約を締結する場合 当該保険契約で定められた保険金支払限度額の非常事由に係る保険金額の総額に対する割合(小数点以下第3位を四捨五入し、第2位までを有効とする。)</p> <p>(2) 貿易一般保険(外貨建対応方式)特約書(以下「外貨建特約書」という。)を付して保険契約を締結する場合(2年以上案件の場合を除く。) <u>1.10</u></p> <p>4～8(略)</p> <p>[2] 貿易代金貸付保険約款(以下[2]において「約款」という。)に係る保険料率</p> <p>1 個別保険(2年未満案件に限る。)に係る保険価額当たりの保険料率</p> <p>(1)～(3)(略)</p> <p>2 2年未満貸付特約書に係る保険価額当たりの保険料率</p> <p>(1)～(2)(略)</p> <p>3 貿易代金貸付保険(外貨建対応方式)特約書を付して保険契約を締結する場合は、上記1又は2で算出した基本保険料率に<u>1.10</u>を乗じて得た率を保険料率とする。</p> <p>4～5(略)</p> <p>[3]～[9](略)</p> <p>その他(略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この改正は、平成20年10月1日から実施するものとする。</u></p> <p>別表第1～別表第4の2(略)</p>	<p>保険者が日本貿易保険に保険契約の締結を求め、かつ、日本貿易保険がこれを特に必要と認めた場合は、そのてん補する危険の程度に応じて、1.5、2.0、2.5又は3.0のいずれかとする。なお、この場合、代金等の支払人の保険契約締結日における格付にかかわらず上記()の表のEM格又はEF格の係数を適用する。</p> <p>(二) その他の保険契約を締結する場合は、1.0とする。</p> <p>3 船後危険に係る割増・割引料率は、上記1又は2で算出した船後危険に係る基本保険料率にそれぞれ(1)及び(2)に規定する割増・割引係数を乗じて得た率を保険料率とする。</p> <p>(1) 知的財産権等のライセンス契約に係る貿易一般保険の取扱いについて(平成15年10月1日03-制度-00065)に規定する特約を付して保険契約を締結する場合 当該保険契約で定められた保険金支払限度額の非常事由に係る保険金額の総額に対する割合(小数点以下第3位を四捨五入し、第2位までを有効とする。)</p> <p>(2) 貿易一般保険(外貨建対応方式)特約書(以下「外貨建特約書」という。)を付して保険契約を締結する場合(2年以上案件の場合を除く。) <u>1.27</u></p> <p>4～8(略)</p> <p>[2] 貿易代金貸付保険約款(以下[2]において「約款」という。)に係る保険料率</p> <p>1 個別保険(2年未満案件に限る。)に係る保険価額当たりの保険料率</p> <p>(1)～(3)(略)</p> <p>2 2年未満貸付特約書に係る保険価額当たりの保険料率</p> <p>(1)～(2)(略)</p> <p>3 貿易代金貸付保険(外貨建対応方式)特約書を付して保険契約を締結する場合は、上記1又は2で算出した基本保険料率に<u>1.27</u>を乗じて得た率を保険料率とする。</p> <p>4～5(略)</p> <p>[3]～[9](略)</p> <p>その他(略)</p> <p>別表第1～別表第4の2(略)</p>	